

令和元年玉村町議会第2回定例会会議録第3号

令和元年6月13日（木曜日）

議事日程 第3号

令和元年6月13日（木曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第31号 玉村町学校教育施設整備基金条例の制定について
 - 日程第 2 議案第32号 玉村町森林環境譲与税基金条例の制定について
 - 日程第 3 議案第37号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第 4 議案第38号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第 5 議案第39号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第 6 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 7 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第31号 玉村町学校教育施設整備基金条例の制定について
 - 日程第 2 議案第32号 玉村町森林環境譲与税基金条例の制定について
 - 日程第 3 議案第37号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第 4 議案第38号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第 5 議案第39号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第 6 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 7 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第1 議案第43号 損害賠償の額を定めることについて

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	浅見武志君	10番	石川眞男君
11番	宇津木治宣君	12番	石内國雄君
13番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました議案が提出されました。

本日午前 11 時より議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案については、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 議案第 31 号 玉村町学校教育施設整備基金条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、議案第 31 号 玉村町学校教育施設整備基金条例の制定について。

この議案につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

柳沢浩一民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇民生文教常任委員長（柳沢浩一君） ただいまより民生文教常任委員会に付託されました議案の審査報告を行います。

議案第 31 号 玉村町学校教育施設整備基金条例の制定についての審査報告。

6 月 5 日の本会議において、町長から提案説明があった議案第 31 号について、学校教育課に補足の説明を求めました。

それによると、玉村町学校教育施設整備基金条例については、南幼稚園園舎の財産処分手続に伴い制定する必要が生じたものであります。南幼稚園の園舎は、平成 7 年度に国の補助金を活用し、整備したのですが、玉村幼稚園への統合により平成 31 年 4 月 1 日に社会福祉法人梅檀双葉会に有償譲渡することになりました。補助事業等により取得した財産は、処分制限期間が定められており、南幼

稚園園舎は処分制限期間が40年であるところ、経過年数は23年であり、処分制限期間内でありませぬ。また、有償による譲渡であることから、原則として残りの分について国へ補助金の返還が必要となるところではありますが、文部科学省では既存施設の有効活用を推進するという観点から、公立学校施設に係る財産処分手続を大幅に弾力化、簡素化してきており、学校施設の整備費用に充てるための基金を設置し、国庫納付相当額を積み立てることで補助金の返還が不要となります。以上のことから、玉村町学校教育施設整備基金条例を制定し、基金として積み立てるものであります。

なお、積み立てた基金については、今後の学校施設の工事、修繕等に際し有効に活用していきたいというふうに考えております。

そこで、積立金額であります、191万1,488円という金額になります。なお、この金額を算出した計算式については、次に表記してありますので、これはじっくりとお読みください。

この条例で制定する主な内容は、以下のとおりです。

第2条、基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

処分。基金は、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

委員から質疑がありましたが、備前島委員、石川委員より以下の2つの質疑がありました。これについては、町にとって大変有利な問題でありますから、よくお読みをいただければと思います。

討論はなく、表決として、本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となったところであります。

ありがとうございます。以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第2 議案第32号 玉村町森林環境譲与税基金条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第2、議案第32号 玉村町森林環境譲与税基金条例の制定について。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） 総務経済常任委員会議案審査報告を行います。

議案第32号 玉村町森林環境譲与税基金条例の制定についての審査報告。

6月5日の本会議において、町長から提案説明があった議案第32号について、経済産業課に補足説明を求めました。

その内容ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する趣旨で制定されましたということであります。森林環境税は、森林の有する公益的機能の維持促進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため徴収するものであり、その収入額に相当する森林譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与します。この森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度から市町村に譲与が開始されることから、玉村町森林環境譲与税基金を設置するとともに、必要となる本条例を新たに制定するものであります。こういった説明でございました。

1、森林環境税及び森林環境譲与税の概要。まず、森林環境税ですが、4項目ほどございます。納税義務者等、税率、賦課徴収、課税開始、それぞれ記載のとおりでございます。

森林環境譲与税については、譲与団体、使途、譲与基準、譲与開始、経過措置、それぞれ記載してあるとおりでございます。

法律の公布、施行ですが、公布、平成31年3月29日、施行、平成31年4月1日。森林環境税は、令和6年1月1日に施行です。

2、玉村町森林環境譲与税基金条例の概要。森林環境譲与税は、毎年一定額が譲与され、また法において使途が定められていることから、この譲与税を計画的かつ柔軟に予算執行を行うため、基金を設置し、管理します。

この条例で制定する主な内容は、下記のとおりです。1、設置として、記載のとおり。

2条、記載のとおりでございます。

4条、処分の関係で、記載のとおりです。

この条例は、公布の日から施行する。

譲与予定額、令和元年から3年が144万3,000円、15年度が485万9,000円、それぞれ記載のとおりでございます。

使途の方針、玉村町は、森林整備が必要な森林は非常に少ないことから、県内の森林地域で行われる森林整備を側面的に支援するため、木材使用を中心に譲与税を活用します。

委員から質疑が出され、慎重に審議し、その後表決を行いました。

主な質疑ですが、全委員から質疑がございました。1つ読んでみますけれども、宇津木委員から出たのは、使途についてですが、玉村町では森林整備が必要な森林は非常に少ないことから、県内森林地域で行われる森林整備を側面的に支援するため、木材利用を中心に譲与税を活用しますと説明がありました。具体的にどのようなことを考えているのか。この質疑に対しまして、経済産業課長からは、現状役場や公民館などの公共的な施設等で木材の活用を考えておりますと、そういったこととございました。以下、記載のとおり、各委員から質疑がなされました。

討論はありませんでした。

表決、本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

○日程第3 議案第37号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第3、議案第37号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第1号）。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 21ページのプレミアム付商品券についてお尋ねをいたします。

この商品券の発行目的と発行内容の概要をお示しいただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） お答えいたします。

国から7月に入りましたらばチラシが届く予定になっております。まずは、広報についてですけれども、国から7月にチラシが届きまして、チラシが届きましたらば町内の皆様に回覧でお知らせする予定でございます。また、8月号の広報、8月1日号の広報で、まずお店の募集、それとあとプレミアム商品券の事業内容の概要につきまして載せる予定でございます。

プレミアム商品券の概要でございますが、対象となります方は、今年度、令和元年度に住民税非課税の方、それから2016年、だから平成28年の4月2日から今年度、2019年の9月30日までに生まれた方が対象となっております。その対象となっている方がいらっしゃる世帯主さんにご連絡する形になります。

それで、非課税の方につきましては、まず初めに当町のほうから一応7月末を予定しているのですが、まず引きかえ券を持って商品券を引きかえるというのがあるのですが、その引きかえ券をもらう申請というのが非課税の方はございます。それをまず申請していただいて、うちのほうが本当にという失礼なのですが、非課税かどうかを確認いたしまして、引きかえ券を発行いたします。子供世帯のところにつきましては、お子さんが該当ですので、お子さんに引きかえ券は直接、申請はなしで引きかえ券は直接送られる予定でございます。

1枚500円の券が10枚つづられました1冊5,000円分の商品券を4,000円で買えるということです。上限が1人5冊までなので、2万5,000円分の買い物を2万円で買えるということです。出ました差額につきましては、全て国の補助となっております。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長、目的、趣旨についての説明をお願いします。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 目的、趣旨でございますが、非課税の方、それから子育ての方の消費の喚起と、あと地域の消費活性化が目的となっております。

〔「消費税の増税」の声あり〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 失礼いたしました。消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム商品券を発行いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） この予算書には、扶助費が1億7,250万円ですか、載っているわけですが、くだんの非課税世帯というのは玉村町に何世帯ぐらいあると想定をしているのでしょうか。

それと、該当する子供の人数というのは何人ぐらいを想定しているのか。

それから、その商品券を使える商店ですか、そういうものについてはどのぐらいの希望があるというふうに見込んでいるのか、お尋ねをいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） お答えいたします。

非課税につきましては6,000人、子育て世帯のところの子供のところにつきましては900人を想定しております。合わせて6,900人分です。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 取扱店の見込みでございます。

現状では200店ほどを見込んでおります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ございませんか。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 前回6,900人で1件5,000円で3,450万円ということで補助金の額が書いてあったと思います。先ほどの6,900人は、世帯でいうと何世帯なのでしょう、おのの。人数はわかりましたけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 世帯につきましてはわかりません。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） でも、非課税世帯で6,000人ですね、住んでいる方が。非課税世帯と一緒に住んでいる方が6,000人ということですよね。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 非課税世帯なのですが、人で計算しておりますので、世帯数につきましてはまことに申しわけないですが、ちょっとわかりかねます。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） そうしますと、非課税世帯で6,000人と、それから子供さん2歳児未満で900人と。これダブっている方はどのくらいいるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） ダブっている方の対象は、両方とも対象にはなるのですが、どのくらい対象になっているか、ダブっている方がどのくらい対象かというのは把握はしていません。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） このプレミアム商品券が全ての国庫負担という形なのですが、そういう説明がちょっとあったのですが、町の町費のほうから出るものというはあるのでしょうか。

それから、こここのところで予算のところでは、超過勤務手当というのがここでのせてあるのですが、これだけのっているだけなので、この超過勤務手当だけで手当ができるものなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 経費につきましては、10分の10国の補助となっております。なので、この超過勤務手当も国の補助でございます。この金額につきましては、この超過手当でできる

だろうということで算出させていただきました。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 全て国庫負担ということなので、町のほうの負担はないということで今確認させていただきました。

それと、非課税世帯の方が多く該当、そのためのあれですけれども、非課税世帯の方というのは税金が課税にならないという方ですので、いわゆる低所得者の方ということで所得が少ない方ということです。その方が消費税が増税になったところで、負担が軽減するという形の措置なのですが、例えばこの商品券、2万円お金を出して、商品券を買って2万5,000円使って、実質5,000円補助が出るという形で、自己負担がまずそれを手に入れるために2万円必要になってくるのですが、その部分は国庫とか何とか関係ないのですが、その辺について例えば皆さんにその分を享受してもらうために町のほうとしては何か施策とか考え方というのはありますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 個人で負担しているところにつきまして、町の補助はございません。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ございませんか。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 23ページの緊急風しん抗体検査・予防接種事業について、詳しく教えてください。詳しくいろんなことを。何歳対象とか、どのような方法でやるとか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） お答えいたします。

風疹抗体検査は、昭和37年の4月2日生まれから昭和54年の4月1日生まれの男性の方で、風疹の抗体が低いと思われる世代の方を対象です。2019年、今年度につきましては昭和47年の4月2日から昭和54年の4月1日生まれの方で、町内ではおよそ1,900人を予定しております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そちら辺は通知を出すとか、そういうふうになっているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） まずは、抗体検査を受けていただく必要がございますので、クーポン券を発送させていただきました。そのクーポン券を持って、例えば人間ドックだったり、健診だっ

たり、あとはお近くの医療機関とかに持って行っていただいて、まず抗体検査を受けていただきます。それで、抗体が低いとわかった方には予防接種を行っていただくことになります。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） これ大事な予防接種だと思うので、ぜひ広報をしっかりとやっていただいて、していただけるようにお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第4 議案第38号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第4、議案第38号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第5 議案第39号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第5、議案第39号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第6 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第6、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第7 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第7、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



○追加日程第1 議案第43号 損害賠償の額を定めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第1、議案第43号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第43号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和元年5月8日午後1時ごろ、町農業委員会が管理している畑において農業委員が除草作業をしていた際、刈り払い機によって生じた飛び石により駐車場にとめてあった車の後部ガラスを破損してしまったため、議案書に記載の損害賠償の額を相手方に支払うものでございます。

なお、損害賠償額は、町が加入している保険会社から相手方に直接支払われます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 1つお伺いいたします。

このときの状況はどのような状況だったのか、説明いただけますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 刈り払い機による作業ということで、当然注意をした上での作業をしていたわけですが、誤って回転中の刃が小石に当たってしまいまして、その石が駐車してありました車両の後部ガラスにぶつかり、破損してしまったという状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番(備前島久仁子君) 今後こうした除草作業を行うときに、どのような細かい注意といたしますか、再発防止のために、草刈りをする場合はほかのガラスを割るとかということ以外にもたくさん状況は、事故の状況というのは考えられると思いますけれども、再発防止に向けてはどのように対策をとっておられますか。

◇議長(高橋茂樹君) 経済産業課長。

[経済産業課長 齋藤 恭君発言]

◇経済産業課長(齋藤 恭君) まず、第1には刈り払い機の払う向きでございますが、当然対象物がない方向、ない方向へということで現状でも作業はさせていただいております。そうした中、今回は誤って飛んでしまったということでございますので、今後実際行う場合には、例えば障害物を間に設けるでありますとか、そういったことも考えながら対応させていただきたいというふうには考えております。

◇議長(高橋茂樹君) 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番(備前島久仁子君) 町長にお伺いしたいのですが、今6月の定例会において損害賠償の件が3件ほど上がっております。日常的に車を使用したり、さまざまなことで事故ですとか接触ですとか、さまざまな起こり得ることはあると思うのですが、少し件数が多いかなということも懸念されます。今後の事故の防止、再発に向けての防止策についてどのように指導なりをされていくのか、伺います。

◇議長(高橋茂樹君) 町長。

[町長 角田紘二君発言]

◇町長(角田紘二君) 今回3件ということで多いのではないかとこのご質問でございますが、確かにこれまでもありまして、今回特に重なったということで、大変申しわけないというふうに思っております。

それぞれにいろんな事情が報告されておりますけれども、職員並びに町の関係者がこの交通事故、あるいは事故を起こしておることが現実としてあるわけでございますので、それぞれの課員に十分注意するように伝えるということが一番だろうというふうに思っております。これは、個人の注意と不注意等にもよることも多いと思いますので、事故の状況というものをもう一度見直して、検討して注意をしていきたいというふうに思っております。

◇議長(高橋茂樹君) ほかに質疑ありませんか。

6番柳沢浩一議員。

[6番 柳沢浩一君発言]

◇6番(柳沢浩一君) 大変僭越ですが、車種を教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） スズキのワゴンRという車種でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） ワゴンRの後部ガラスですね。これが10万何がし。高いかどうかということについては私もわかりません。また、相対的に比較したこともないし、わかりませんが、必ず保険対象という言葉が出てくるのですが、保険対象にならなければ補償はしないと、こういうこともありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 今回こういった形で事故として起きてしまったことに対します補償ということでございます。保険がきくきかないという判断も保険屋さんの判断ではあろうかと思えますけれども、このたびは保険の該当となりますということも伺っておりますので、議案として提出させていただきますところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 玉村町で今議会で3つのこういった補償問題があったという話が先ほどありましたけれども、これが多いのか少ないのかは、相対的に比較対象はないし、わかりませんけれども、特に道路にはまった、前もBMWか何かで結構高い補償がありましたけれども、その入っている保険は総体的に一括で入っているのですか。例えば今言った補償、水道管の破裂で食品工場の水が濁って補償した。これも保険適用になった。その辺はどうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） そういった事故のために町全体の保険として総合賠償保険というものに参加しておりますので、その事故の内容がそれに該当するかどうかというのを担当のほうと協議をしながら、該当する場合にはそちらの保険を使わせていただいて対応するというふうにしております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 機械ですから、熟練度とか経験の絡みもあると思うのですけれども、石を飛ばしてしまった作業していた方というのはどんな方なのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 熟練された方でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君発言〕

◇5番（渡邊俊彦君） 熟練されていれば、そういったものもある程度予測はつくのではなかろうかと。石が多いところは少し高目に草を刈り払い機で刈るとか、そういったこともあろうかと思うのですが、事故ですから予測のできないことは起きるのでしょうかけれども、農業委員ですから農業に多分関係している方だと思うのですけれども、そういった注意喚起みたいのはそのときの責任者の方は行ったのですか、どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 当然注意をしてということは作業前確認をした中で作業をしていただいているということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。



○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 令和元年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たり、お礼の言葉を述べさせていただきます。

本定例会は、6月5日に開会され、本日までの9日間、議員の皆様には町から提案の条例の制定や補正予算を初め、追加議案を含む17議案につきまして慎重にご審議いただき、ありがとうございました。提案いたしました全ての議案について、原案どおりご議決、ご同意いただきまして、まことにありがとうございます。

また、一般質問では9人の議員各位から町政各般についてのご質問がございました。この中でご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましては十分尊重し、今後の行政執行に反映できますよう努力してまいりたいと思っております。

来月には、本町の夏の風物詩となっております花火大会やふるさとまつりが開催されます。令和初めてとなる花火大会につきましては、ことしから特別有料観覧席を100区画ふやし、250区画といたしました。よりたくさんの皆様に迫力あるたまむら田園夢花火を楽しんでいただければと考えております。

最後になりますが、梅雨の季節に入り、天候が不安定になり、体調を崩しやすい時期でありますので、議員の皆様方には健康には十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 令和元年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月5日に開会し、本日までの9日間にわたり、条例の一部改正、一般会計の補正予算の議案などについて慎重な審議がなされました。また、一般質問においては、9人の議員がさまざまな観点から町政をただすなど活発な議論が行われ、まことに意義のある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局におかれましては、今定例会の議案審議や一般質問で示されました議員からの意見や提案を十分考慮していただき、今後の行政執行に反映されますよう、より一層の努力を求めます。

結びに、議員並びに執行各位におかれましては、これから何かとご多忙な時期と存じますが、健康には十分留意され、今後とも町政発展のためにますますご活躍されますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、令和元年玉村町議会第2回定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午後3時15分閉会